

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="85 210 1136 239">個⑥060 情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）【裏面】</p> <p data-bbox="378 268 1018 291">情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）</p> <p data-bbox="249 343 1163 430">この明細書は、青色申告者が平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第3項、第4項及び第5項に規定する情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="249 436 1163 523">なお、旧措法第10条の6第4項の規定による控除を受けた個人で平成18年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧措令」といいます。）第5条の8第16項の規定の適用を受ける場合には、「⑤」欄及び「⑦」欄から「⑨」欄、「情報通信機器等の概要」欄を使用します。</p> <p data-bbox="249 531 1163 618">この明細書は、情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書（旧措令第5条の8第16項の規定の適用を受ける場合は、情報通信機器等の供用年の翌年以後の各年分の確定申告書又は旧措法第10条の6第11項の規定による修正申告書）に添付してください。</p> <p data-bbox="249 625 359 649">1 記載要領</p> <p data-bbox="249 656 1163 743">① 「②」欄には、情報通信機器等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「③」欄には、平成18年改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧措規」といいます。）第5条の11に掲げる情報通信機器等の名称を記載します。</p> <p data-bbox="249 751 1163 811">② 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p data-bbox="249 819 916 842">③ 「⑧」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p data-bbox="249 850 1163 909">④ 「⑨」欄には、情報通信機器等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該機器等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p data-bbox="249 917 1163 1037">⑤ 「⑩」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前のその年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。</p> <p data-bbox="249 1045 1163 1105">⑥ 「⑫」欄には、その年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうち赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。</p> <p data-bbox="249 1112 1163 1172">⑦ 「⑭」欄には、その年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。</p> <p data-bbox="249 1180 1163 1240">⑧ 「⑰」欄には、旧措規第5条の11第1号から第8号までに掲げる情報通信機器等に係る「取得価額又は製作価額」（「⑥」欄）の合計額を記載します。</p> <p data-bbox="249 1248 1163 1307">⑨ 「⑱」欄には、旧措規第5条の11第9号に掲げるソフトウェアに係る「取得価額又は製作価額」（「⑥」欄）の合計額を記載します。</p> <p data-bbox="249 1315 1163 1375">⑩ 「㉒」欄の外書には、旧措法第10条の6第1項に規定するソフトウェア以外の情報通信機器等に係る「リース費用の総額」（「⑨」欄）の合計額を記載します。</p> <p data-bbox="249 1383 1136 1406">⑪ 「㉓」欄の外書には、ソフトウェアに係る「リース費用の総額」（「⑨」欄）の合計額を記載します。</p> <p data-bbox="249 1414 1163 1474">⑫ 「㉔」欄には、リース分の特別控除額がない場合には㉒から㉔を控除した残額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には㉔から㉔を控除した残額を記載します。</p> <p data-bbox="249 1481 1163 1561">⑬ 「㉕」欄には、その年の前年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報通信機器等を、その年に事業の用に供しなくなった場合に、旧措法第10条の6第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記記載します。</p> <p data-bbox="249 1568 340 1591">2 提出先</p> <p data-bbox="285 1599 504 1622">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="249 1630 359 1653">3 根拠条文</p> <p data-bbox="285 1661 1163 1721">旧措法第10条の6（この制度は平成18年3月31日をもって廃止されました。）、平成18年所法等改正法附則第82条</p>	<p data-bbox="1358 210 2409 239">個⑥060 情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）【裏面】</p> <p data-bbox="1640 268 2280 291">情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）</p> <p data-bbox="1511 343 2425 430">この明細書は、青色申告者が平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第3項、第4項及び第5項に規定する情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="1511 436 2425 523">なお、旧措法第10条の6第4項の規定による控除を受けた個人で平成18年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧措令」といいます。）第5条の8第16項の規定の適用を受ける場合には、「⑤」欄及び「⑦」欄から「⑨」欄、「情報通信機器等の概要」欄を使用します。</p> <p data-bbox="1511 531 2425 618">この明細書は、情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書（旧措令第5条の8第16項の規定の適用を受ける場合は、情報通信機器等の供用年の翌年以後の各年分の確定申告書又は旧措法第10条の6第11項の規定による修正申告書）に添付してください。</p> <p data-bbox="1511 625 1621 649">1 記載要領</p> <p data-bbox="1511 656 2425 743">① 「②」欄には、情報通信機器等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「③」欄には、平成18年改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧措規」といいます。）第5条の11に掲げる情報通信機器等の名称を記載します。</p> <p data-bbox="1511 751 2425 811">② 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p data-bbox="1511 819 2178 842">③ 「⑧」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p data-bbox="1511 850 2425 909">④ 「⑨」欄には、情報通信機器等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該機器等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p data-bbox="1511 917 2425 1037">⑤ 「⑩」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。</p> <p data-bbox="1511 1045 2425 1105">⑥ 「⑫」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうち赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。</p> <p data-bbox="1511 1112 2425 1172">⑦ 「⑭」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。</p> <p data-bbox="1511 1180 2425 1240">⑧ 「⑰」欄には、旧措規第5条の11第1号から第8号までに掲げる情報通信機器等に係る「取得価額又は製作価額」（「⑥」欄）の合計額を記載します。</p> <p data-bbox="1511 1248 2425 1307">⑨ 「⑱」欄には、旧措規第5条の11第9号に掲げるソフトウェアに係る「取得価額又は製作価額」（「⑥」欄）の合計額を記載します。</p> <p data-bbox="1511 1315 2425 1375">⑩ 「㉒」欄の外書には、旧措法第10条の6第1項に規定するソフトウェア以外の情報通信機器等に係る「リース費用の総額」（「⑨」欄）の合計額を記載します。</p> <p data-bbox="1511 1383 2398 1406">⑪ 「㉓」欄の外書には、ソフトウェアに係る「リース費用の総額」（「⑨」欄）の合計額を記載します。</p> <p data-bbox="1511 1414 2425 1474">⑫ 「㉔」欄には、リース分の特別控除額がない場合には㉒から㉔を控除した残額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には㉔から㉔を控除した残額を記載します。</p> <p data-bbox="1511 1481 2425 1561">⑬ 「㉕」欄には、その年の前年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報通信機器等を、その年に事業の用に供しなくなった場合に、旧措法第10条の6第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記記載します。</p> <p data-bbox="1511 1568 1602 1591">2 提出先</p> <p data-bbox="1547 1599 1767 1622">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="1511 1630 1621 1653">3 根拠条文</p> <p data-bbox="1547 1661 2425 1721">旧措法第10条の6（この制度は平成18年3月31日をもって廃止されました。）、平成18年所法等改正法附則第82条</p>